

第1章 第2期防犯計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成19年に制定した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、平成29年に「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（平成29～38年度）」（以下「第1期防犯計画」という。）を策定し、市民協働を中心とした防犯に関する施策を推進してまいりました。

第1期防犯計画に基づく、市民団体、市民、事業者及び警察との連携、協働による取組により、令和7年度の市内における刑法犯認知件数^{（注1）}は、条例制定当時の平成19年と比較すると、約40%減少となっております。

一方、依然として増加傾向にある複雑かつ巧妙化する特殊詐欺^{（注2）}や、子どもに対する声かけ事案^{（注3）}への対応は、令和9年度からの期間に向けて取組を強化する必要があります。

犯罪情勢の変化や高齢化の進行などにより、防犯を取り巻く環境が変化していることから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、犯罪のない安全安心なまちづくりをより一層推進するため、第2期富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（以下「第2期防犯計画」という。）を策定するものです。

（注1）刑法犯認知件数

刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、その発生を警察が確認した件数。

（注2）特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るほか、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。）の総称。

（注3）声かけ事案

犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案。

第2節 国・県の動向

【国の動向】

近年、全国的に特殊詐欺や SNS 型投資詐欺^(注4)、SNS 型ロマンス詐欺^(注5)や匿名・流動的犯罪グループ^(注6)による犯罪が深刻化する中、高度化・巧妙化するサイバー犯罪や子ども・女性を狙った犯罪など、多様化する犯罪への対策強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、国は令和4年12月に『『世界一安全な日本』創造戦略2022』を策定し、地域防犯力の向上、サイバー犯罪対策、子ども・女性・高齢者等の安全確保等を推進しています。

また、令和7年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を決定し、SNS 型投資詐欺や SNS 型ロマンス詐欺、匿名・流動型犯罪グループへの対策強化を進めています。

【県の動向】

埼玉県は、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき、令和7年4月に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」を策定し、今後の課題として、「県民の防犯意識の向上」、「地域における犯罪抑止力の維持・向上」、「防犯に配慮した都市環境の整備」、「子供に対する犯罪等の防止」、「社会的な規範意識の向上」、「特殊詐欺被害防止対策の強化」、「乗り物盗の防止」、「性犯罪やストーカー等の防止」、「体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策」、「警察活動の充実強化」の10点を掲げています。

(注4) SNS 型投資詐欺

SNS のダイレクトメッセージで接触し、他の SNS に誘導した上で、「投資すれば必ず利益が得られる」などと言葉巧みに被害者を信用させ、「投資金」や「手数料」などの名目で、ネットバンキングなどの手段により、金銭等を振り込ませる詐欺の手口。

(注5) SNS 型ロマンス詐欺

SNS やマッチングアプリなどを通じて、実際に直接会うことなく、恋愛感情や親近感を抱かせ、結婚に伴う資金調達などを匂わせて、金銭等を騙し取る詐欺の手口。

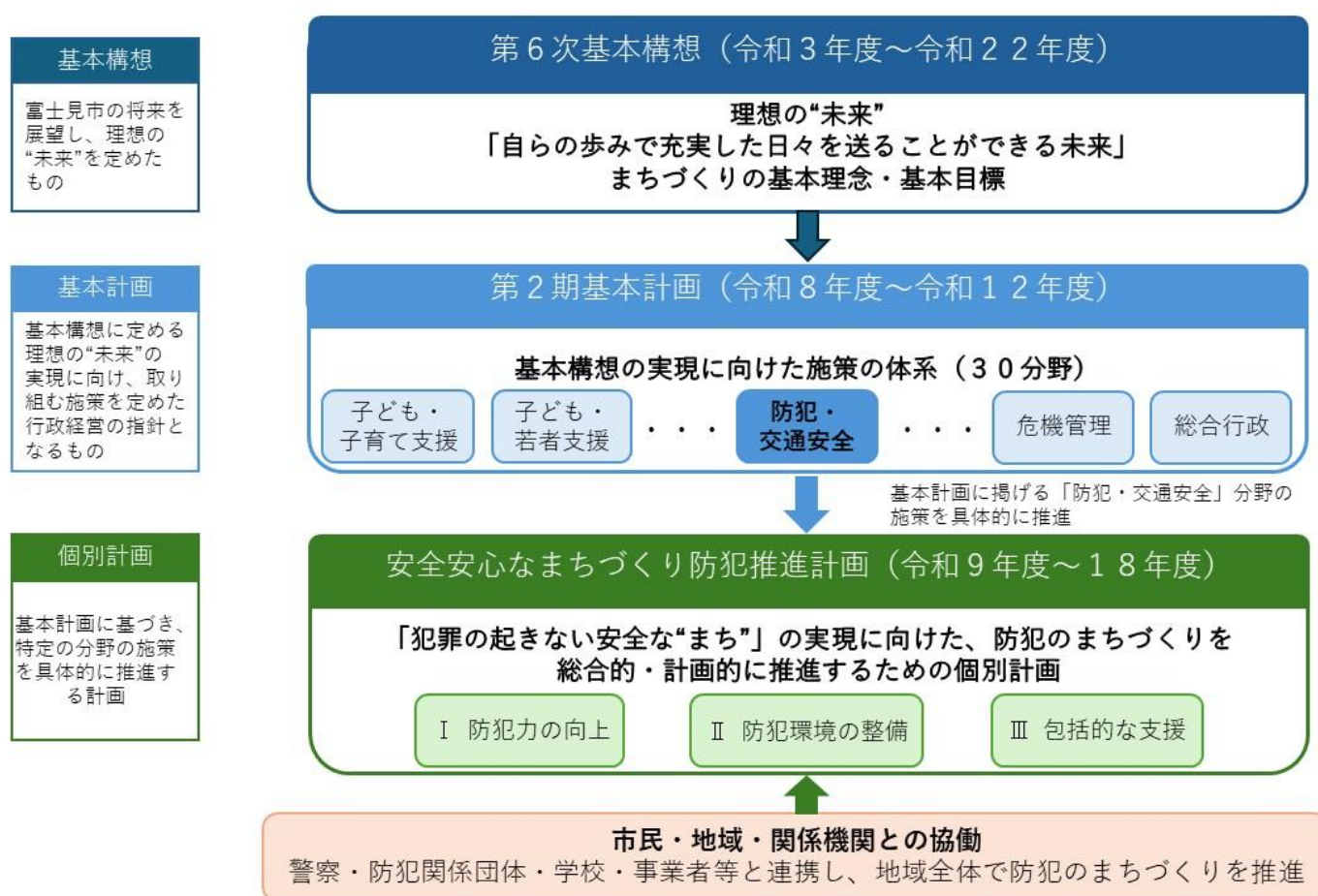
(注6) 匿名・流動的犯罪グループ

先輩、後輩、友人などの人間関係に基づく緩やかな繋がりや、SNS の闇バイト募集等で結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、メンバーを入れ替えながら、特殊詐欺をはじめとする犯罪を行う集団（流動性）。得た収益をさらなる犯罪の活動資金に充て、収益を吸い上げる中核の人物は、匿名性の高い通信手段を悪用しながら、犯罪ごとに実行役に指示するなど匿名化・秘匿化されている（匿名性）。

第3節 計画の位置づけ

第2期防犯計画は、平成19年に施行した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、市民協働を中心とした防犯に関する施策を推進するための基本計画です。

また、「富士見市第6次基本構想第2期基本計画」を最上位計画とし、国の『『世界一安全な日本』創造戦略2022』や「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」、県の「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」を踏まえ、関連する諸計画との連携を図りながら推進するものです。



第4節 計画の期間

計画の期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に応じて、5年を目途に見直すこととします。

第2章 第1期防犯計画の評価と課題

第1節 本市の犯罪情勢

1. 刑法犯認知件数

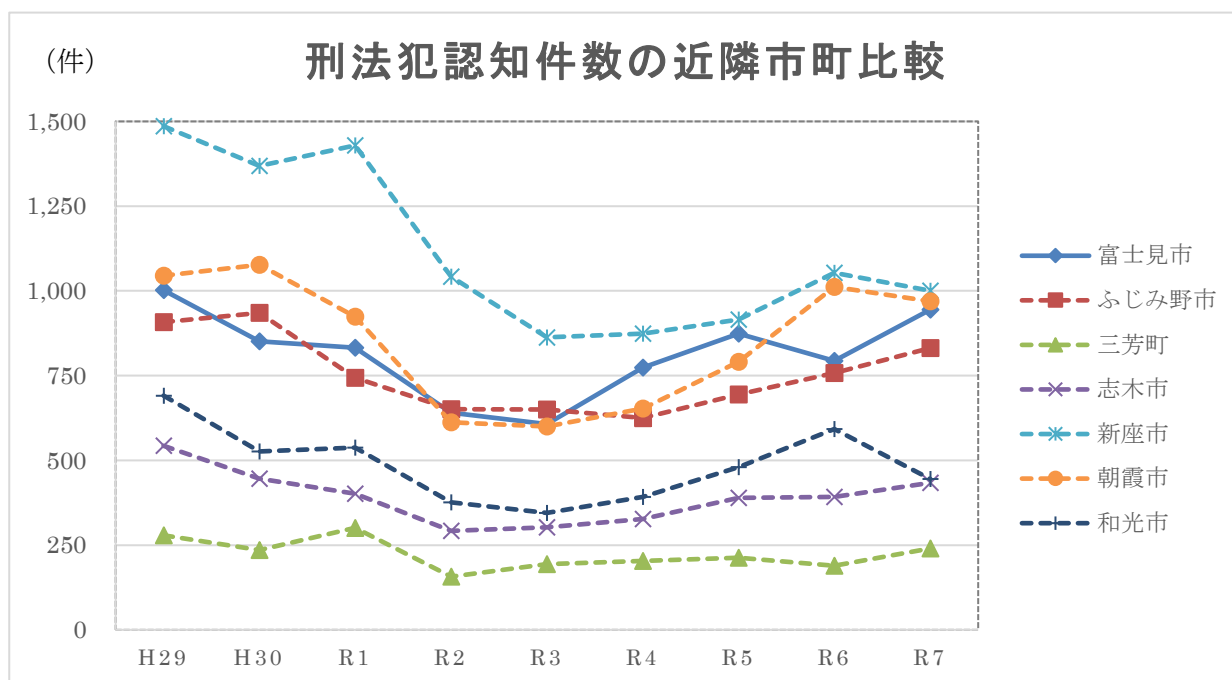
本市における刑法犯認知件数は、第1期防犯計画策定時の平成29年には1,002件でしたが、中間見直しを行った令和3年には、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後はやや増加傾向にあるものの、第1期防犯計画策定時と比較すると57件減少（約5%減少）しています。

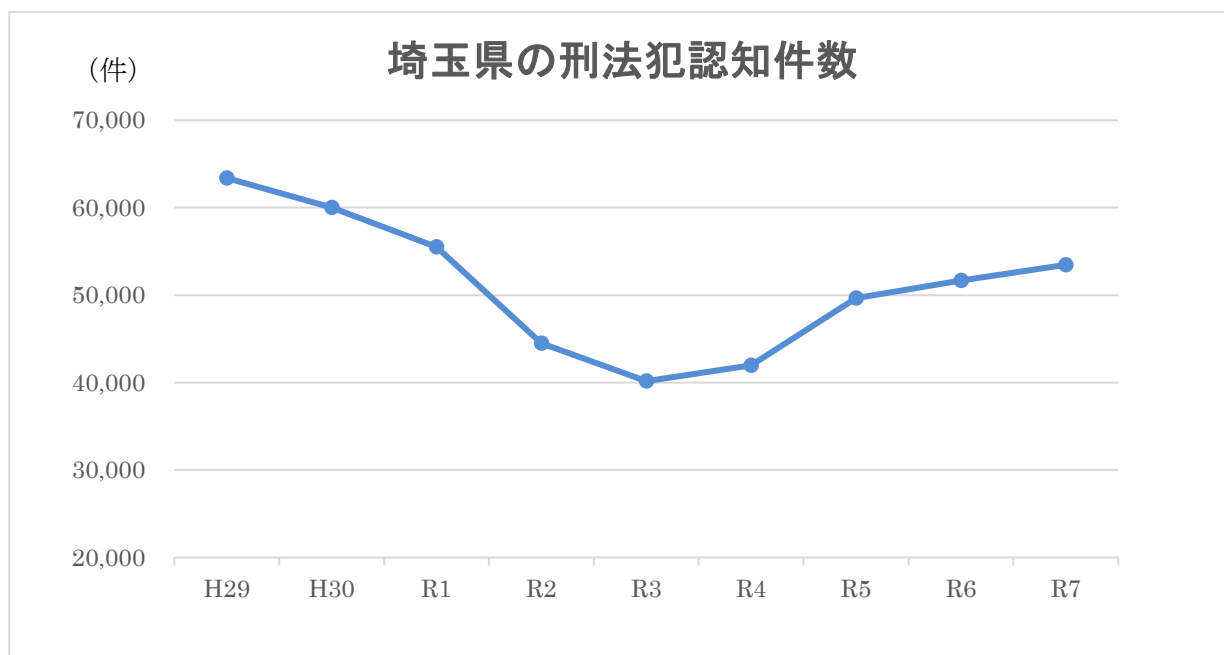
刑法犯認知件数の推移

(単位:件)

自治体名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
富士見市	1,002	851	832	641	607	774	874	794	945
ふじみ野市	908	935	744	651	650	625	694	758	831
三芳町	279	235	301	157	194	203	213	189	240
志木市	543	446	402	292	302	327	389	392	434
新座市	1,486	1,369	1,429	1,042	863	874	915	1,053	1,000
朝霞市	1,045	1,077	924	612	600	653	791	1,012	969
和光市	691	526	538	376	345	392	480	592	445
埼玉県	63,383	60,001	55,497	44,485	40,166	41,983	49,653	51,667	53,471

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」





2. 犯罪率 (注7)

本市における「犯罪率」は、第1期防犯計画策定時の平成29年では9.20件でしたが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後はやや増加傾向にあるものの、第1期防犯計画策定当時と比較すると0.87件減少(約10%減少)しています。

犯罪率の推移

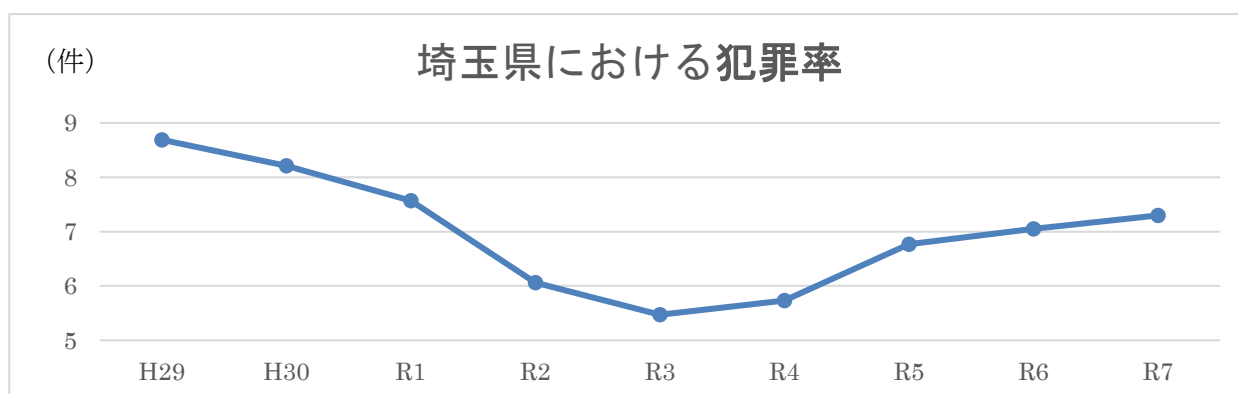
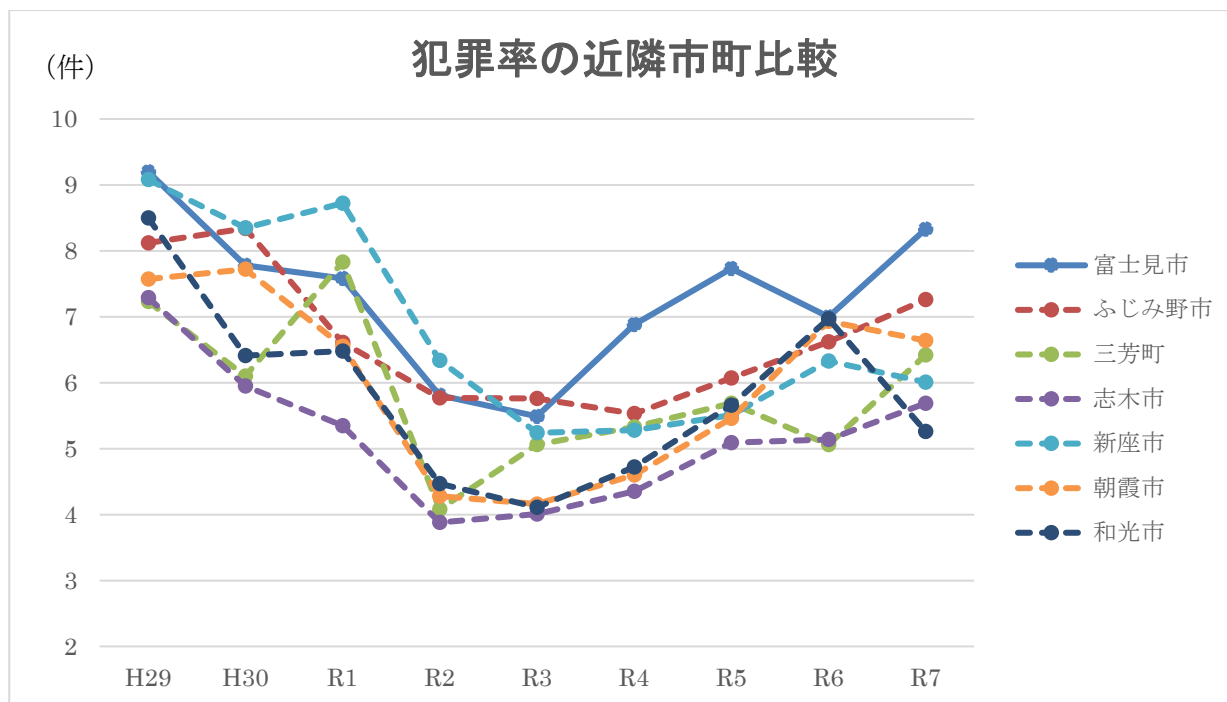
(単位:件)

自治体名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
富士見市	9.20	7.78	7.58	5.81	5.49	6.88	7.73	7.00	8.33
ふじみ野市	8.12	8.34	6.61	5.77	5.76	5.53	6.07	6.62	7.26
三芳町	7.23	6.10	7.83	4.08	5.06	5.33	5.69	5.06	6.42
志木市	7.29	5.95	5.35	3.88	4.01	4.35	5.09	5.14	5.69
新座市	9.08	8.35	8.72	6.34	5.24	5.28	5.51	6.33	6.01
朝霞市	7.57	7.72	6.55	4.28	4.16	4.60	5.46	6.93	6.64
和光市	8.50	6.41	6.48	4.47	4.11	4.72	5.66	6.97	5.26
埼玉県	8.69	8.21	7.57	6.06	5.47	5.73	6.77	7.05	7.30

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

(注7) 犯罪率

人口千人当たりの刑法犯認知件数



3. 街頭犯罪認知件数と内訳

本市における街頭犯罪^(注8)認知件数は、平成29年では499件でしたが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少し、その後は微増傾向にあるものの、第1期防犯計画策定当時と比較すると160件減少（約32%減少）しています。

街頭犯罪のうち、最も多いのは自転車盗となっており、平成29年では395件でしたが、令和7年には277件と約30%減少しています。

(注8) 街頭犯罪
刑法犯のうち、主に街頭にて発生する犯罪の総称。

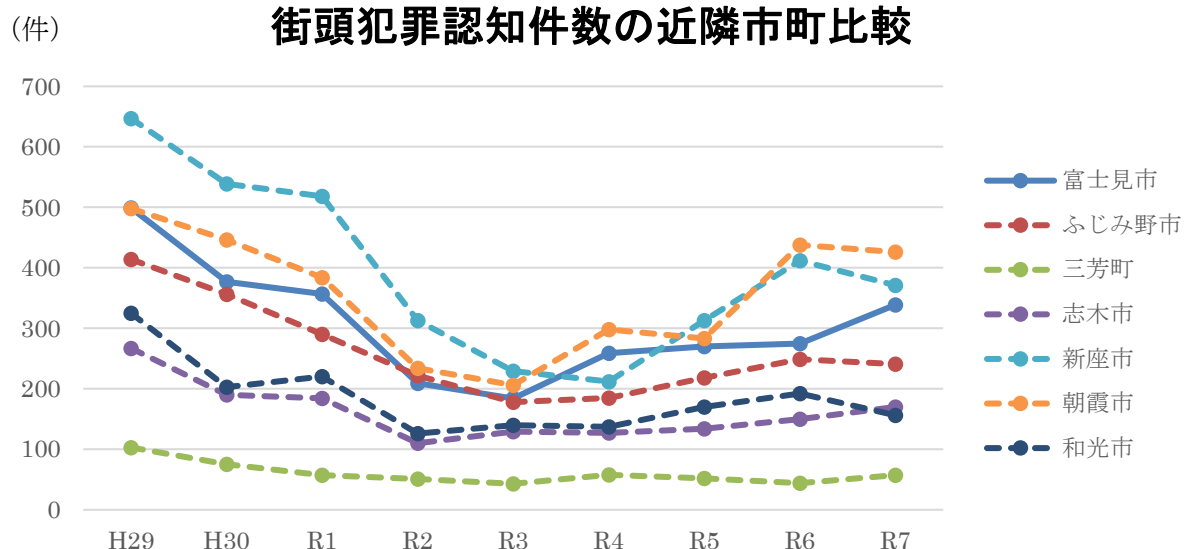
街頭犯罪認知件数の推移

(単位：件)

自治体名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
富士見市	499	377	357	209	184	259	270	275	339
ふじみ野市	414	356	290	222	178	185	218	249	241
三芳町	103	75	57	51	43	58	52	44	57
志木市	267	190	184	110	129	127	134	150	170
新座市	647	539	518	313	229	212	313	412	371
朝霞市	498	446	384	234	206	298	283	438	426
和光市	325	203	220	126	140	137	170	192	156
埼玉県	27,306	24,759	21,852	15,117	13,182	14,894	17,234	18,060	17,913

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

街頭犯罪認知件数の近隣市町比較



埼玉県における街頭犯罪認知件数

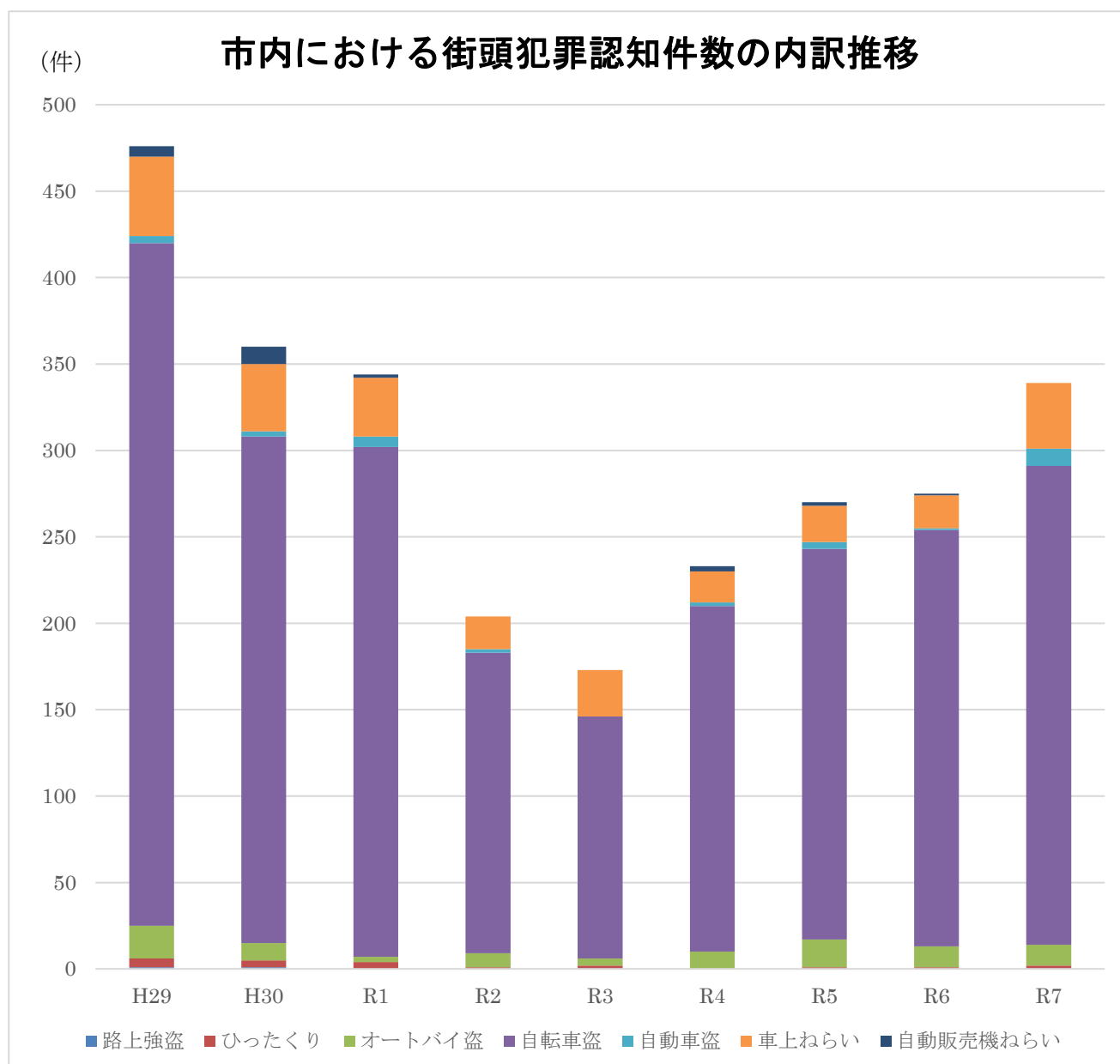


市内における街頭犯罪認知件数の内訳推移

(単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
路上強盗	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ひったくり	5	4	4	1	2	0	1	1	2
オートバイ盗	19	10	3	8	4	10	16	12	12
自転車盗	395	293	295	174	140	200	226	241	277
自動車盗	4	3	6	2	0	2	4	1	10
車上ねらい	46	39	34	19	27	18	21	19	38
自動販売機ねらい	6	10	2	0	0	3	2	1	0
合計	499	377	357	209	184	259	270	275	339

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」



4. 特殊詐欺被害の発生状況

本市における特殊詐欺の発生状況は、件数・被害金額ともに増加傾向となっています。

平成 29 年と比較して、平成 30 年は被害件数、金額ともにほぼ倍増しており、令和元年に一旦減少したものの、その後増加傾向となっています。令和 6 年以降はインターネットバンキングを悪用した高額送金が容易になったことで、被害金額が高額となる傾向にあり、令和 7 年には件数も大きく増加しています。

また、ここ最近では、警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだまし取る手口による被害の増加が顕著となっており、20 代から 50 代の現役世代にも被害が拡大しています。

(1) 特殊詐欺被害の件数と被害額の推移

(富士見市)

(被害額の単位：万円)

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	15 (0)	29 (1)	19 (3)	16 (2)	30 (5)	33 (1)	23 (0)	39 (0)	52 (3)
被害額	2,304	4,814	2,194	2,683	3,472	5,193	3,285	29,139	14,628

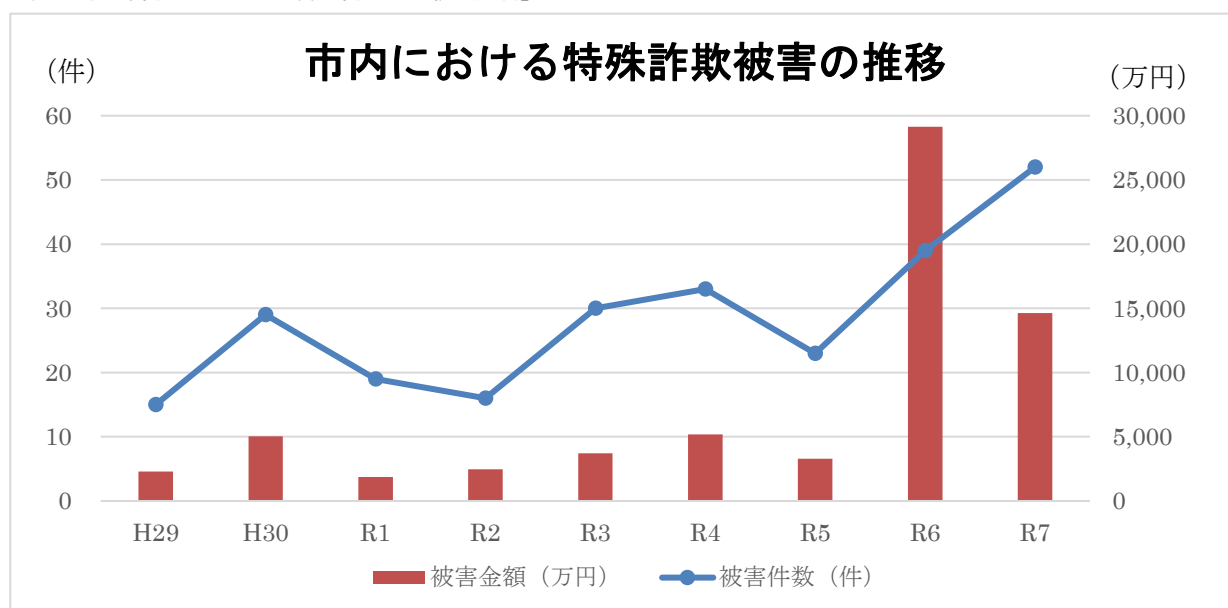
(埼玉県)

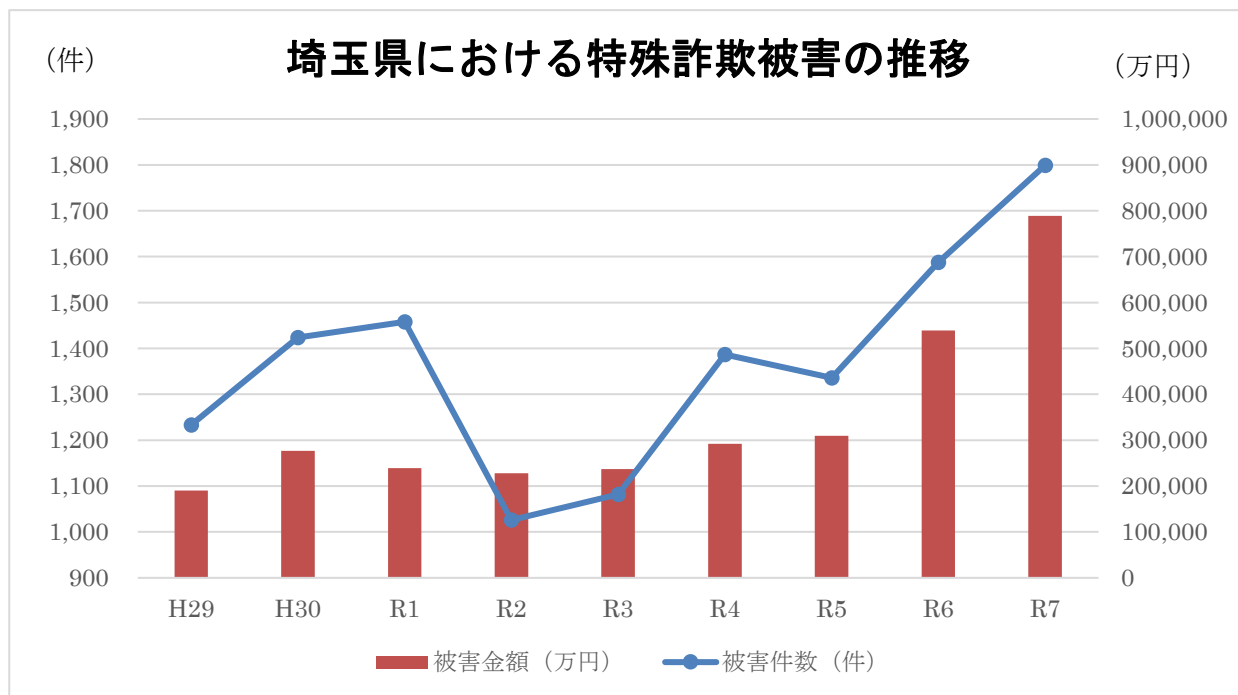
(被害額の単位：万円)

件数	1,233 (94)	1,424 (79)	1,459 (110)	1,026 (89)	1,082 (70)	1,387 (73)	1,336 (52)	1,588 (46)	1,799 (78)
被害額	190,536	256,395	245,776	233,287	233,089	291,971	309,725	309,725	789,013

※被害件数の()内は未遂件数(内数)

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」





(2) 特殊詐欺の主な手口

オレオレ詐欺	「オレだよ、オレ。」等と息子や孫、夫、甥など、肉親を装って電話をかけ、『交通事故の示談金』『借金の返済』『会社の金を使い込んだ』『副業で赤字を出した』『異性との手切れ金』等を理由に現金を指定口座に振り込むよう依頼して、お金を騙し取る手口です。
融資保証金詐欺	融資の際の保証金などを名目に現金を振り込ませる手口です。融資の勧誘方法には『ダイレクトメール』『電子メール』『雑誌広告』『チラシ』等があります。
架空請求詐欺	電子メールや電話等により、「有料サイトの未納料金が発生している」などと架空の事実を口実として料金を請求する手口です。若者から高齢者まで幅広い世代が被害に遭っています。
還付金等詐欺	市職員、税務署員などを装って、『医療費』『税金』などの還付金があると偽ってATMへ行くように指示し携帯電話で連絡を取りながら、言葉巧みに振込みをさせる手口です。
ニセ警察官詐欺	固定電話や携帯電話あてに警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの携帯電話が不正に契約された」などと様々な理由をつけ、「資産を保護する」「口座を調査する」などといって、現金を騙し取ったり、振り込ませたりする手口です。 元々オレオレ詐欺の一種でしたが、近年急増したため、令和8年から独立した手口として位置づけられました。

* 上記の手口は代表的な例であり、この他にもさまざまな手口が存在します。

5. 子どもに対する声かけ事案発生認知件数

本市における子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、年ごとに増減はあるものの、概ね横ばいで推移していますが、平成29年の46件と比較すると、令和7年には31件と約33%減少しています。

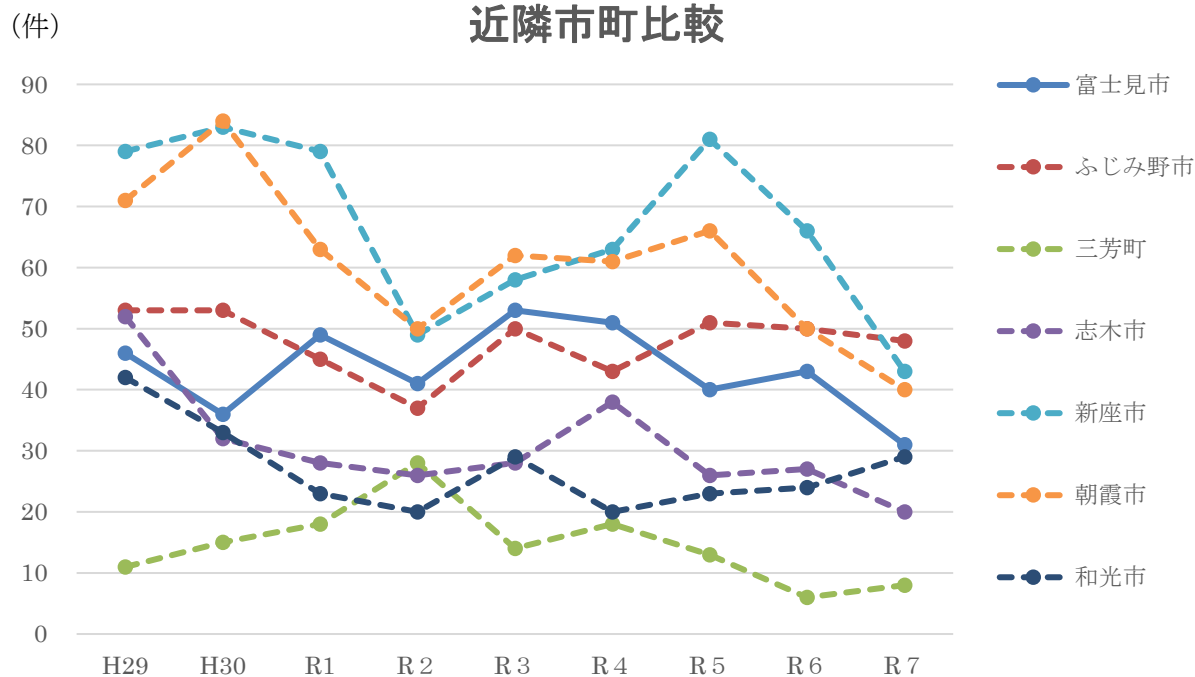
子どもに対する声かけ事案発生認知件数の推移

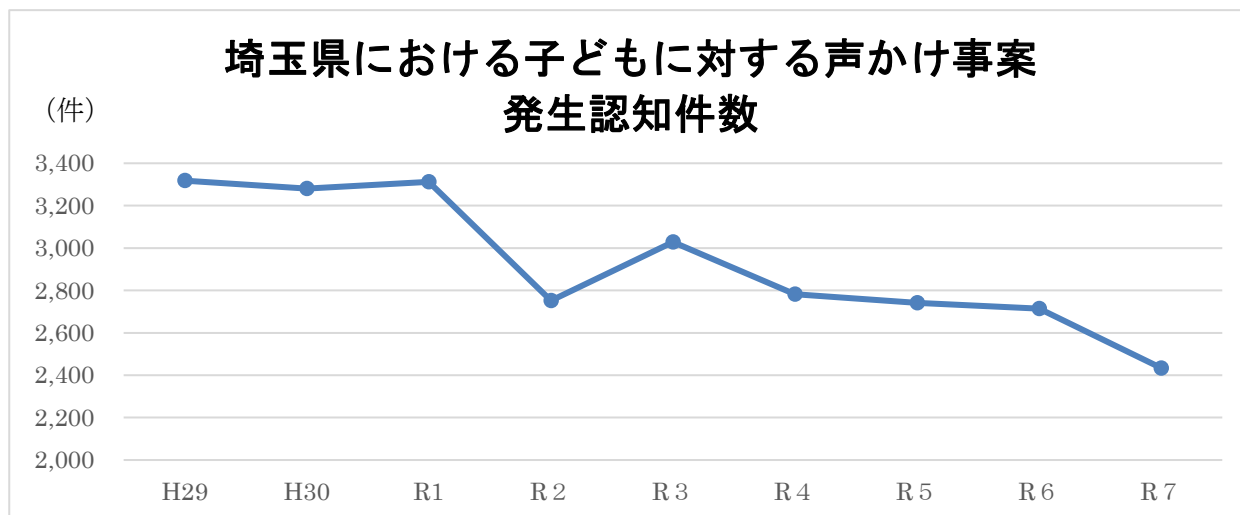
(単位：件)

自治体名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
富士見市	46	36	49	41	53	51	40	43	31
ふじみ野市	53	53	45	37	50	43	51	50	48
三芳町	11	15	18	28	14	18	13	6	8
志木市	52	32	28	26	28	38	26	27	20
新座市	79	83	79	49	62	63	81	66	43
朝霞市	71	84	63	50	58	61	66	50	40
和光市	42	33	23	20	29	20	23	24	29
埼玉県	3,318	3,280	3,312	2,752	3,028	2,782	2,742	2,714	2,434

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

子どもに対する声かけ事案発生認知件数の
近隣市町比較





第2節 主な取組と成果

第1期防犯計画期間の終了に伴い、これまでの取組を評価するため、令和7年度に大柱Ⅰ～Ⅵに基づく各事業の進捗状況に関する庁内調査（以下「庁内調査」という。）を実施しました。庁内調査の結果は次のとおりです。

大柱Ⅰ 地域防犯力の向上

【評価】

「自分たちのまちは自分たちで守る」を原点に、市民一人ひとりが防犯意識を持って行動し、市民・事業者・市がお互いに連携・協力して防犯活動に取り組めるよう施策を推進しました。

主な取組としては、自主防犯組織によるパトロール、青色防犯パトロールカーの活用、自主防犯組織への支援、登下校時の安全指導、スクールガード・リーダーの配置、防犯灯・通学路などの安全点検となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

自主防犯組織のパトロール実施率は100%であるものの、実施者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題となっています。

大柱Ⅱ 事業者等の防犯対策の推進

【評価】

地域における防犯活動を推進するため、事業者等の防犯意識を高めることと併せ、地域と一体となって防犯活動に取り組むための施策を推進しました。

主な取組としては、「子ども 110 番の家」活動への協力、防犯街頭キャンペーンへの参加、従業員に対する防犯情報の周知啓発となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

「子ども 110 番の家」活動への協力や街頭キャンペーンへの参加など、事業所等から防犯活動への協力は得られているものの、従業員一人ひとりの防犯意識のさらなる向上や自主的な防犯活動の促進が課題となっています。

大柱Ⅲ 防犯意識の高揚

【評価】

犯罪を防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、防犯に対する正しい知識の啓発など、市民一人ひとりが自主的に防犯対策を行うための施策を推進しました。

主な取組としては、広報・ホームページ・各種 SNS などを活用した情報発信や出前講座、防災行政無線等を活用した呼びかけや街頭活動となっており、順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

依然として件数の多い自転車盗の啓発に加え、自動車盗や侵入盗など犯罪情勢に応じた啓発の推進が必要となっています。

大柱Ⅳ 防犯環境の整備

【評価】

犯罪を防止するためには、犯罪を行う機会を与えないことが重要であることから、犯罪を起こさせにくい環境の整備を推進しました。

主な取組としては、防犯灯・公園灯の整備や公園の樹木剪定、市営駐車場・駐輪場の防犯対策、地域における防犯カメラの設置及び設置支援となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

地域団体による防犯カメラの設置支援については、住民の同意など申請時の負担が大きく、利用件数が伸びないことを踏まえ、防犯カメラの設置補助は継続しつつ、犯罪重点地域には市が防犯カメラを設置するなど、見直しが必要となっています。

大柱Ⅴ 犯罪弱者対策

【評価】

高齢者や子ども、女性などを犯罪被害から守るとともに自らの安全を確保していく上での必要な知識の普及・啓発を推進しました。

また、犯罪被害者等支援については、犯罪の被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営み、安心して地域で暮らせるよう、富士見市犯罪被害者等支援条例及び富士見市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則を定め、支援体制を拡充しました。

主な取組としては、小中学校における防犯教育、高齢者に対する振り込め詐欺等対策機器の購入費補助、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の実施、犯罪被害者支援総合的対応窓口の設置及び周知となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

特殊詐欺被害の件数が増加傾向にあることから、対策の強化が必要となっています。また、犯罪被害者支援総合的対応窓口の認知度が低いことから、犯罪被害者等支援について周知啓発を強化する必要があります。

大柱Ⅵ 関係機関等との連携強化

【評価】

犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、市・市民・市民団体・事業者・警察が相互に連携し協力する体制の構築を推進しました。

主な取組としては、警察をはじめ関係団体との情報共有のほか、重要犯罪情報の庁内共有や東入間防犯・暴力排除推進協議会と連携した街頭活動を行っており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

新たな自主防犯活動ネットワークの構築を検討しましたが、構成団体の多くが高齢化により担い手不足となっており、ネットワーク会議の設置は負担が大きいことから、既存の会議体を活用するなど、効率的な連携手法の検討が必要となっています。

第3節 防犯計画に係るアンケート調査

第1期防犯計画期間終了にあたり、市民の防犯に対するイメージや防犯対策のニーズを把握し、第2期防犯計画策定に反映するため、令和8年5月に「富士見市アンケートモニター調査」を活用し、防犯計画に関するアンケートを実施しました。

また、小中学生の意見も反映させるため、市内小中学校にご協力いただき、小学校6年生及び中学校3年生を対象としたアンケートも併せて実施しました。

このアンケート結果については、以下のとおりとなります。

1. 富士見市アンケートモニター調査

①地域の防犯意識は低いと感じている

「住んでいる地域の防犯に対する意識」については、約65%の人が「やや低いと感じる」「低いと感じる」と回答しています。一方、年代別の回答状況を割合で見ると、20代は約80%が「やや低いと感じる」と回答しているのに対し、70代は約70%が「やや高いと感じる」と回答しており、世代間で認識に違いがあります。自主防犯組織が高齢化していることを併せて考えると、地域で取り組んでいる防犯活動が参加者以外に伝わっていない可能性があると考えられます。

このことから、引き続き、防犯意識を高める取組を推進していくとともに、情報発信を強化することが必要となっています。

②空き巣や忍び込みなどの侵入盗に不安を感じている方が最も多い

「あなた自身や身近な人が被害に遭う不安を感じる犯罪」については、近年増加傾向にある侵入盗に不安を感じている方が最も多いという結果となりました。

このことから、侵入盗の発生状況や被害状況などの情報が一定程度周知され、市民にとって身近な犯罪として認識されていることが分かります。

同様に近年増加傾向にある特殊詐欺被害に不安を感じている方は、侵入盗に不安を感じている方の半数以下となっています。これは、侵入盗が直接的かつ身近な被

害としてイメージされやすい一方で、特殊詐欺については直接的かつ身近な被害としてイメージされにくいことが要因として考えられます。

このことから、不安の大きい侵入盗への対策を強化するとともに、特殊詐欺被害に関するより有効な啓発を推進することが必要となっています。

③道路や公園など公共の場所への防犯カメラは必要と感じている

「公共の場所への防犯カメラの必要性」については、「必要」「どちらかと言えば必要」との回答がほぼ 100%となっています。これは年代別に見ても共通しています。

このことから、防犯カメラの必要性は高く、防犯カメラの設置拡充や適切な配置についての検討が必要となっています。

④防犯カメラが設置されることについては好意的な意見が最も多い

「防犯カメラの設置についてどのように考えるか」については、「犯罪抑止効果が期待でき、安心」「犯人検挙などに役立つ」との回答が最も多いという結果になりました。しかしながら、少ない件数ではあるものの「プライバシー侵害が気になる」「監視されているようで抵抗を感じる」との意見もありました。

このことから、防犯カメラは好意的に受け止められているものの、設置には十分な配慮が必要であることが分かります。

2. 小中学生アンケート調査

第4節 第2期防犯計画に向けて

第1期防犯計画では「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」を基本方針とし、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」の3要素を総合的に高めるための施策を推進しています。

町会を中心とした自主防犯組織による、日々の地域防犯パトロールや、青色防犯パトロール隊による年間349回（令和7年度・延べ回数）の見回り、警察や関係団体と連携した街頭活動等をはじめ、広報やホームページ、公式ラインなどのSNSを活用した周知・啓発、市の防災行政無線を活用した侵入盗や還付金詐欺等の注意喚起など、ソフト面での取組と併せ、公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定、街頭防犯カメラの設置、防犯灯のLED化等のハード面双方の取組により、第1期防犯計画策定当時の目標値を上回る犯罪率の減少が見られるなど一定の成果が表れているものと考えます。

しかしながら、近年大きく増加している特殊詐欺被害への取組や未だ市内の街頭犯罪の大部分を占めている自転車盗に対する取組の強化が必要となっています。

また、アンケートの結果から、情報発信の強化や防犯カメラの設置拡充・適切な配置の検討も必要です。

第3章 第2期防犯計画の概要

第1節 計画の基本方針

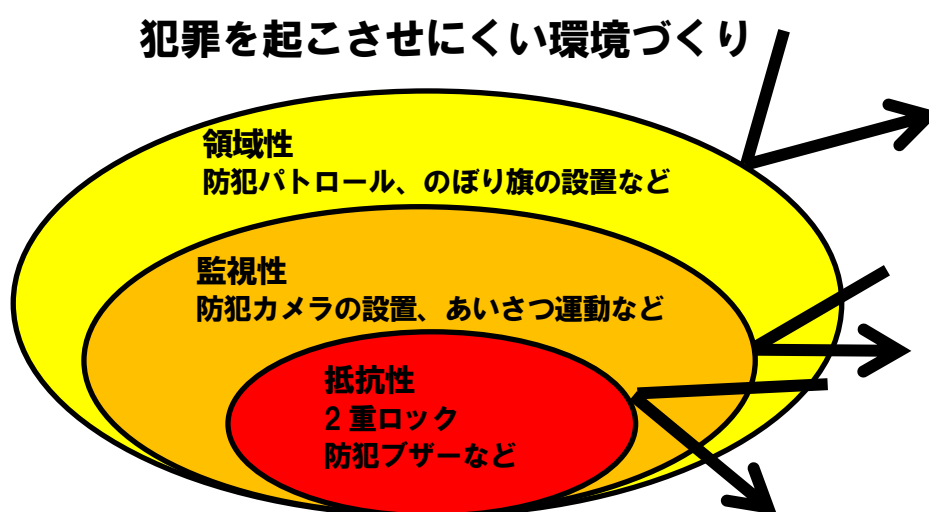
「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」

犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進するには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが重要です。

また、子どもに対する声かけ事案をはじめ、様々な犯罪を防止していくためには、地域全体で取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」をそれぞれ高める必要があります。

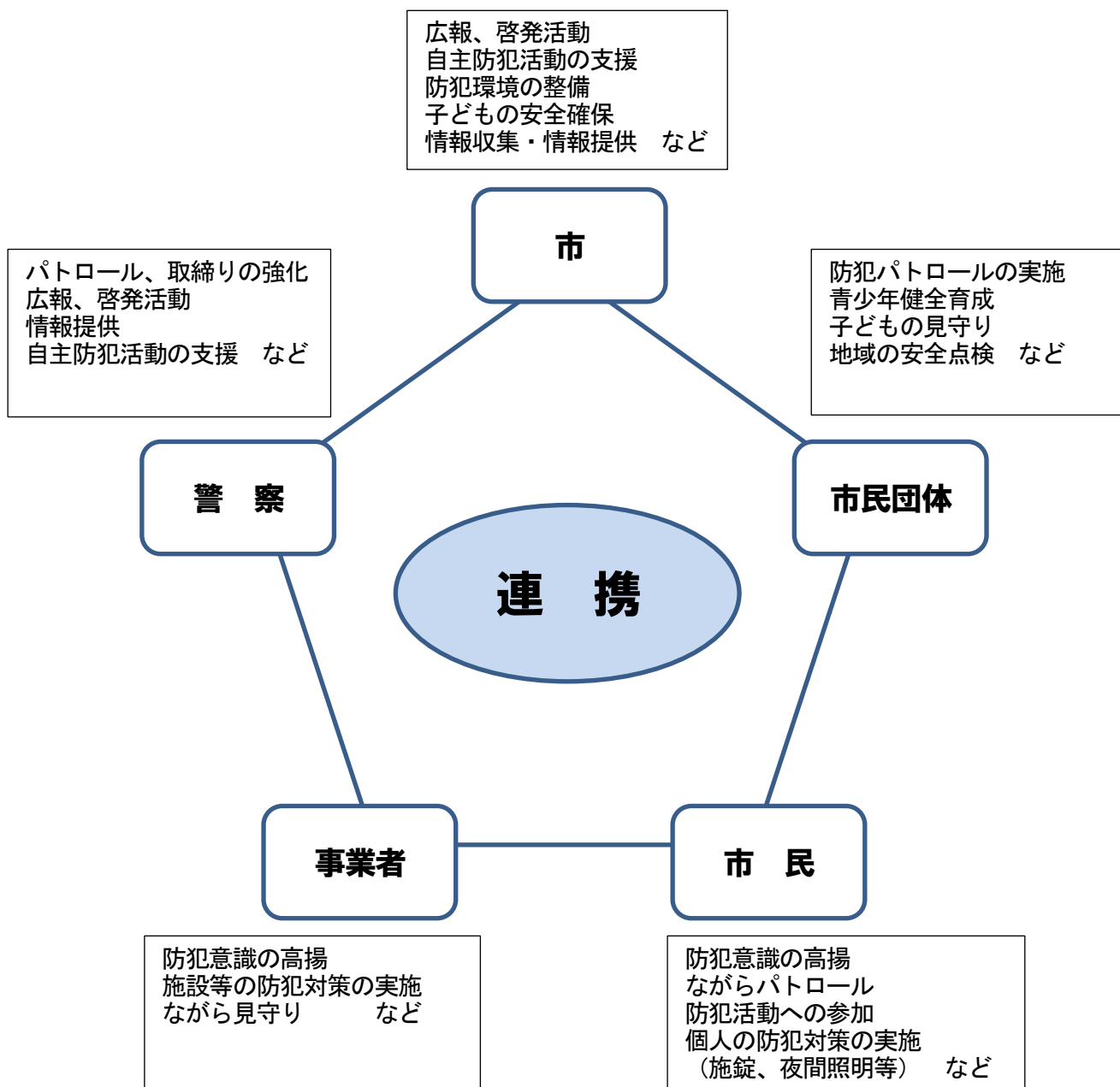
「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方の下、第2期防犯計画においても基本方針を「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」と定め、富士見市第6次基本構想第2期基本計画に定める「犯罪が起きないまちで生活ができる」という基本政策の達成に向け、市民自らの高い防犯意識と、市、市民、市民団体、事業者及び警察が連携し、助け合う意識を醸成します。



第2節 推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市、市民、市民団体、事業者及び警察がお互いに連携、協力して一体となった活動が必要です。

市内の犯罪発生状況や生活環境の実態把握に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制を引き続き継続します。



第3節 施策体系

施策の大柱

防犯計画の基本方針である、「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」のため、防犯施策の体系として、大柱、中柱、推進施策を定めています。

第1期防犯計画では、施策体系を「市民協働の取組」と「市の施策」に大別し、6本の
大柱としていましたが、推進施策単位では、市民協働の取組と市の施策が混在すること
から、第2期防犯計画においては、「ソフト面の取組」と「ハード面の取組」、その2つ
を支える「横断的な取組」の3本の大柱に大別します。

「ソフト面の取組」

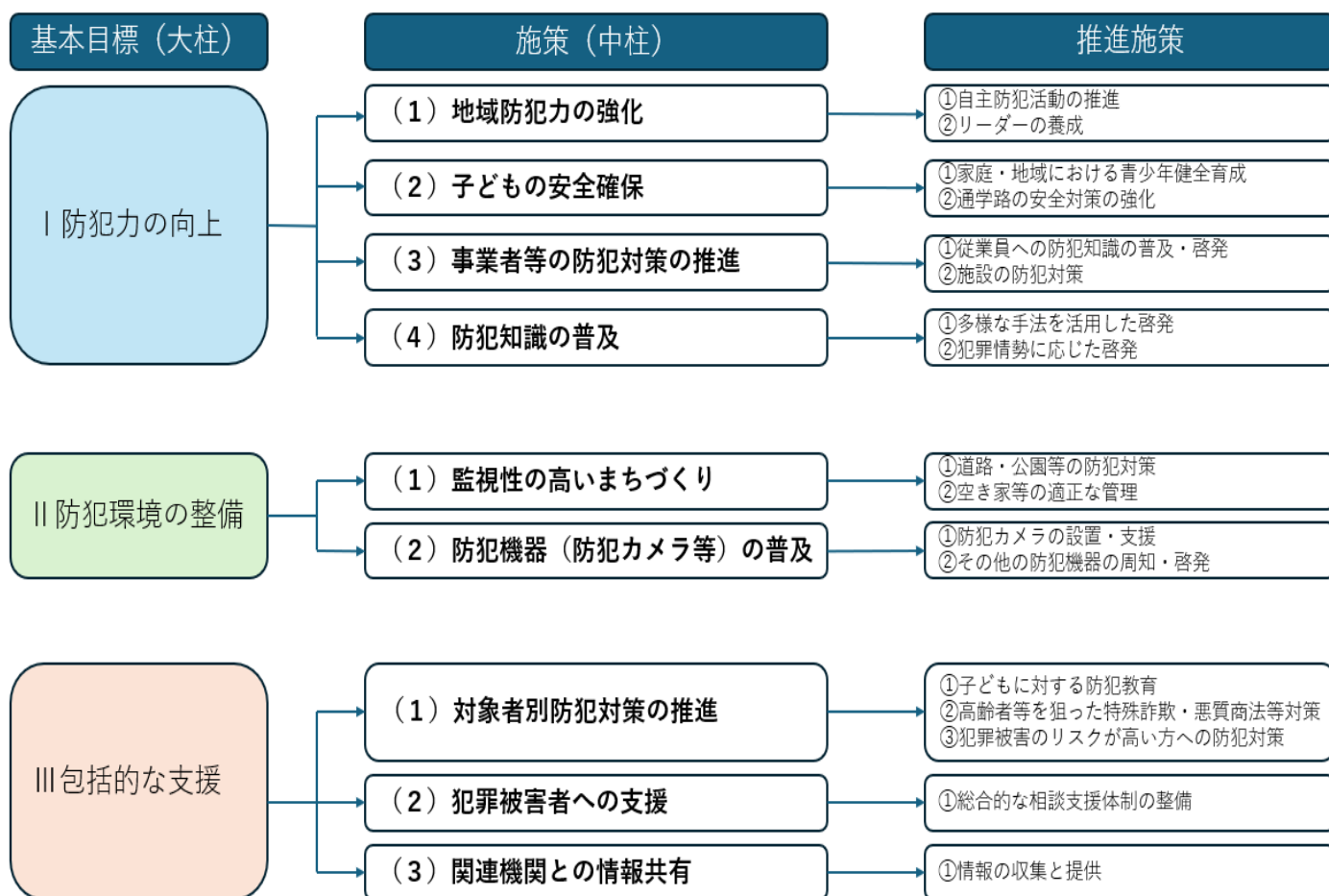
自主防犯活動の促進や事業者・市民等の防犯意識の向上に関する取組

「ハード面の取組」

防犯環境の整備や防犯機器の設置普及に関する取組

「横断的な取組」

対象者別の支援や関係機関との連携に関する取組



第4節 目標値の設定

第1期防犯計画では、基本方針である「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」達成に向け、市内犯罪率を数値目標として定めていました。

当初の目標設定にあたっては、平成24～28年の平均値10.78件を基準として10年間で2.34件（年平均0.234件）を減少させる、8.44件を目標としました。

第1期防犯計画期間中、目標を上回る犯罪率の減少となったことから、令和3年の中間見直しにおいて目標値の再設定を行い、令和2年の実績値である5.81件を基準値とし、前期の減少率から3.67件を新しい目標としました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛の解除後、犯罪率は増加傾向に転じ、中間見直しにおける目標値3.67件を大きく下回り、8.33件という結果となりましたが、当初の目標設定は達成することができました。

本市では、第6次基本構想第2期基本計画において、令和6年の犯罪率7.0件を基準として、令和12年に6.3件とすることを目標としています。これは、年平均で0.116件減少させることとなることから、第2期防犯計画では、直近5年間の犯罪率が増減していること等を考慮し、令和3～7年の平均を基準として10年間で1.16件減少させることを目標とします。

市内犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）

【基準値】 7.09件
（令和3～7年の平均）

【目標値】 5.93件
（令和18年）

約16%減少